

みやぎ県北広域汚泥肥料化事業

工事請負契約書（案）

令和8年6月

宮 城 県

みやぎ県北広域汚泥肥料化事業
工事請負契約書（案）

- 1 工 事 番 号 令和●年度北下●-●●●●号
- 2 工 事 名 みやぎ県北広域汚泥肥料化事業
- 3 工 事 場 所 宮城県登米市石越町東郷字六反新田 14-2 石越浄化センター内
- 4 工 期 令和●年●●月●●日 から¹
令和12年3月31日 まで
- 5 請負代金額 金__, ____, ____, ____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金__, ____, ____, ____円)
- 6 契約保証金 金__, ____, ____, ____円
- 7 前払金額 金__, ____, ____, ____円
- 8 中間前払金額 金__, ____, ____, ____円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者 住 所

氏名又は名称

¹ 契約締結日の翌日を記載する。

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(関連工事の調整)	2
第3条	(着手届等)	2
第4条	(契約の保証)	3
第5条	(権利義務の譲渡等)	3
第6条	(下請負の制限等)	4
第7条	(下請負人の通知)	4
第8条	(下請負人の健康保険等加入義務等)	4
第9条	(著作権の譲渡等)	5
第10条	(特許権等の使用)	5
第11条	(特許権等の発明等)	6
第12条	(意匠の実施の承諾等)	6
第13条	(監督職員)	6
第14条	(現場代理人及び主任技術者等)	7
第15条	(地元関係者との交渉等)	8
第16条	(土地への立入り)	8
第17条	(住民対応等)	8
第18条	(設計業務)	8
第19条	(履行報告)	9
第20条	(工事関係者に関する措置請求)	9
第21条	(工事材料の品質及び検査等)	10
第22条	(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)	10
第23条	(支給材料及び貸与品)	11
第24条	(工事用地の確保等)	12
第25条	(建設発生土の搬出先等)	12
第26条	(許認可等)	12
第27条	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	13
第28条	(条件変更等)	13
第29条	(設計図書の変更)	14
第30条	(工事の中止)	14
第31条	(著しく短い工期の禁止)	15
第32条	(受注者の請求による工期の延長)	15
第33条	(発注者の請求による工期の短縮等)	15
第34条	(工期の変更方法)	15
第35条	(請負代金額の変更方法等)	15
第36条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	16
第37条	(臨機の措置)	17
第38条	(一般的損害)	17
第39条	(第三者に及ぼした損害)	17
第40条	(不可抗力による損害)	18
第41条	(請負代金額の変更に代える要求水準書等の変更)	19
第42条	(試運転及び性能試験等)	19
第43条	(中間検査)	19
第44条	(工事目的物の検査及び引渡し)	19
第45条	(請負代金の支払)	20
第46条	(部分使用)	20
第47条	(前払金)	20

第 48 条	(中間前金払)	21
第 49 条	(保証契約の変更)	22
第 50 条	(前払金の使用等)	22
第 51 条	(部分払)	22
第 52 条	(部分引渡し)	23
第 53 条	(債務負担行為に係る契約の特則)	23
第 54 条	(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	25
第 55 条	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	25
第 56 条	(第三者による代理受領)	26
第 57 条	(前払金等の不払に対する工事中止)	26
第 58 条	(契約不適合責任)	26
第 59 条	(発注者の任意解除権)	27
第 60 条	(発注者の催告による解除権)	27
第 61 条	(発注者の催告によらない解除権)	28
第 62 条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	29
第 63 条	(受注者の催告による解除権)	29
第 64 条	(受注者の催告によらない解除権)	29
第 65 条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	29
第 66 条	(解除に伴う措置)	30
第 67 条	(公正入札違約金)	31
第 68 条	(評価内容の担保)	31
第 69 条	(発注者の損害賠償請求等)	32
第 70 条	(受注者の損害賠償請求等)	33
第 71 条	(契約不適合責任期間等)	33
第 72 条	(火災保険等)	34
第 73 条	(賠償金等の徴収)	34
第 74 条	(あっせん又は調停)	34
第 75 条	(仲裁)	35
第 76 条	(情報通信の技術を利用する方法)	35
第 77 条	(補則)	35

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、基本契約書及びこの契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書等(要求水準書、入札説明書等、入札説明書等に基づき提出された質問に対して発注者が公表した回答及び入札説明書等に基づき実施された技術的対話について発注者が公表した回答結果等をいう。以下同じ。)、事業者(基本契約書において定める意味を有する。)から提出された技術資料及び第18条第3項に基づく発注者の承認が得られた設計図書(本条第2項第1号において定義する意味を有する。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書、要求水準書等及び技術資料を内容とする契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

なお、基本契約書、この契約書、要求水準書等、技術資料の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約書、基本契約書、要求水準書等、技術資料の順にその解釈が優先するものとする。ただし、技術資料が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術資料が要求水準書等に優先するものとし、また、設計図書(第18条第3項に基づく発注者の承認が得られたものに限る。)と基本契約書、この契約書、要求水準書等又は技術資料の間に矛盾又は齟齬がある場合は、設計図書が優先するものとする。

2 受注者は、要求水準書等に従い設計及び工事並びに維持管理を行う施設(以下「本施設」という。)の建設のため、要求水準書等及び技術資料に基づき、頭書の工期内に、次の各号に定める設計及び工事を行い、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

(1)設計とは、事前調査、基本設計及び詳細設計の実施、並びにそれらに基づく本施設の建設のための設計図書及び関連図書(以下単に「設計図書」という。)を作成し、発注者に引き渡すことをいう。

(2)工事とは、設計図書に基づいて工事を完成し、工事目的物及び要求水準書等に定める完成図書を発注者に引き渡すことをいう。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して受注者と発注者との間で用いる言語は、日本語とし、この契約書で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約書及び要求水準書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等、技術資料又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、別段の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、仙台地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 発注者及び受注者は、この契約の締結に際し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）22 条の 3 の 3 その他国土交通省令で定める事項を別途書面で記載し、署名又は記名押印をして相互に交付したことを確認する。
- 14 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積もることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

（関連工事の調整）

第 2 条 発注者は、受注者の実施する設計及び工事が、発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

2 発注者は、受注者の実施する設計及び工事が、要求水準書等に示した他の機関の発注に係る他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（着手届等）

第 3 条 受注者は、この契約の定めるところに従い、要求水準書等及び技術資料に基づき、この契約の締結後速やかに、設計に着手しなければならない。第 18 条第 3 項の規定による設計図書の承認後速やかに、工事に着手しなければならない。

2 設計及び工事に着手するに当たり、受注者が提出する書類は次の各号によるものとする。

(1) 受注者は、この契約の締結後 10 日以内に、設計の着手届、設計及び工事の工程表、設計及

び工事の単価年月の明示された工種ごとの請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）、内訳書に記載された各工種の単価表、その他発注者が指定する書類を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。内訳書に記載する内容は入札時の提出書類と整合しなければならない。

(2) 受注者は、設計図書承認後 10 日以内に、設計内容に対応する工事の着手届、当該工事の工程表、設計及び工事の内訳書、内訳書に記載された各工種の単価表、その他発注者が指定する書類を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 前各号の内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第 4 条 受注者は、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金により、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 6 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項第 1 号に掲げる契約保証金に利子は付与しない。

4 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 69 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはな

らない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 21 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 51 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（下請負の制限等）

第 6 条 受注者は、設計業務の全部又は工事の全部、若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、いずれも一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、工事の一部を第 61 条第 11 号アからオまでに掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第 7 条 受注者は、工事の一部を第三者に委託し又は請け負わせたときは、直ちに下請負届を提出しなければならない。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第 8 条 受注者は、次の各号に掲げる法の規定による届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- （1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- （2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- （3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

（1）受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者

に提出した場合

(2)前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(著作権の譲渡等)

第9条 受注者は、設計図書及び工事に係る完成図書（以下、本条において総称して単に「完成図書」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、完成図書が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該完成図書の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、完成図書が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、完成図書が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、完成図書が著作物に該当しない場合には、当該完成図書の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、完成図書（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該完成図書を使用又は複製し、及び第1条第4項の規定にかかわらず当該完成図書の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が完成図書の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関し

て要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

- 2 発注者は、工事目的物の運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な特許権等は無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。
- 3 受注者は、前項に基づく発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせず、発注者が被った一切を補償する。ただし、当該特許権等の対象となる工事材料、施工方法等の使用が発注者の指示に基づく場合には、当該使用につき受注者が発注者に対し、事前に費用負担が発生する旨を通知し、発注者の承諾を得た場合のみ、発注者の負担とする。
- 4 受注者は、請負代金は、第1項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに前条の規定に基づく著作権及びその他の知的財産権の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。
- 5 発注者が、この契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、発注者に留保されるものとする。

（特許権等の発明等）

- 第11条 受注者は、この契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（意匠の実施の承諾等）

- 第12条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計図書によって表現される構造物若しくは設計図書を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督職員）

- 第13条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1)この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2)設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3)設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
 - (4)設計図書の軽微な変更に係る指示又は協議
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明については、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（設計業務責任者、現場代理人及び主任技術者等）

- 第14条 受注者は、設計の実施に際して、設計業務責任者を定めて、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
- 2 受注者は、工事の施工に際して、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、同条第3項本文の規定に該当する場合又は入札公告において主任技術者若しくは監理技術者の専任配置を求めている場合は専任の主任技術者又は専任の監理技術者、同項ただし書の規定に該当する場合は監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）、同条第5項の規定に該当する場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
 - 3 設計業務責任者は、設計の実施に関し、業務の管理及び統轄を行う。
 - 4 現場代理人は、工事の施工に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限

の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 6 受注者は、第4項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 7 設計業務責任者、現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者は、相互に兼ねることができる。

（地元関係者との交渉等）

第15条 設計のために地元関係者との交渉等が必要なときは、発注者がその交渉等を行うものとする。この場合において、受注者は、あらかじめ、発注者に対してその旨を通知するものとし、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

- 2 要求水準書等に定めるものを除き、前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

第16条 受注者が設計のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、受注者は、あらかじめ、発注者に対してその旨を通知するものとし、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

（住民対応等）

第17条 第15条に定める場合を除き、受注者は、要求水準書等及び技術資料に基づき、設計及び工事に関する住民からの要望、苦情等の受付及び対応を行い、発注者は受注者に協力するものとする。また、受注者は、発注者が住民協定等を締結した場合、十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切にこの契約を履行することにより、住民の信頼と理解、協力を得るよう努力しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、本事業に関して地域の環境保全その他関連事項について協議や調整を行う協議会等が設置された場合には、自らの費用でこれに参加し必要な役割を担うものとする。

（設計業務）

第18条 受注者は、要求水準書等及び技術資料に基づき、発注者が合意した提案等を反映した上で、工事目的物の設計・施工のための事前調査、並びに工事目的物の基本設計及び実施設計を行うものとする。

- 2 受注者は、基本設計又は実施設計が完了した場合、その都度発注者所定の様式により発注者に通知の上、速やかに、要求水準書等に定めるところに従い、それぞれの設計図書を提出し、検査を受け、その承認を得た上で、引渡しを行うものとする。

- 3 発注者は、前項の規定に基づく設計図書の提出を受けたときは、その提出を受けた日から10日以内に、基本設計又は実施設計の完了を確認し、その内容を承認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による検査の結果、提出された設計図書が、法令、この契約の規定若しくは要求水準書等及び技術資料を満たさず、又は発注者及び受注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。
- 5 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、速やかに是正を行い、再検査を受けなければならない。ただし、受注者が書面により発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
- 6 前項の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、受注者がかかる是正を要する事項が要求水準書等又は発注者若しくは監督職員の指図が不相当であったことに基づくこと及びその増加費用額や損害額を書面等により証明した上で請求してきた場合は、発注者はかかる増加費用額や損害額のうち合理的な範囲の金額を負担するものとする。ただし、受注者が要求水準書等又は発注者若しくは監督職員の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、第5項に規定する再検査の場合に準用する。
- 8 受注者は、本条に定める詳細設計の完了確認のための検査に合格し、この契約書及び要求水準書等に従って、施工計画書その他の必要な書類を提出（要求水準書等に基づき発注者の承認を取得する必要がある場合は、当該承認の取得を含む。）した後でなければ、工事の実施に着手することはできないものとする。

なお、かかる発注者の承認取得の手続は、完成したのから順次に行うことができるものとし、受注者は、すべての設計図書に対する発注者の承認取得に先立って、発注者の承認を得た設計図書に従って工事を着工することができる。

おって、発注者による承認がなされたことをもって、発注者がこれらの完全性を保証するものではなく、契約不適合があった場合に受注者を免責するものでもない。

（履行報告）

第19条 受注者は、要求水準書等及び技術資料に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第20条 発注者は、設計業務責任者又は現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する設計業務責任者又は現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の

施工又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第21条 工事材料の品質については、要求水準書等、技術資料又は設計図書に定めるところによる。要求水準書等、技術資料又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、要求水準を満足させる品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等、技術資料又は設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第22条 受注者は、要求水準書等、技術資料又は設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等、技術資料又は設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、要求水準書等、技術資料又は発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、要求水準書等、技術資料又は設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第23条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する図面、建設機械器具等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等、技術資料又は設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等、技術資料又は設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 9 受注者は、要求水準書等、技術資料又は設計図書に定めるところにより、工事の完成、要求水準書等、技術資料又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等又は設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第 24 条 発注者は、工事用地その他要求水準書等において発注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等又は設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。
この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(建設発生土の搬出先等)

第 25 条 建設発生土の取扱いについては、要求水準書等及び技術資料に定めるとおりとし、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事着手前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

(許認可等)

- 第 26 条 受注者は、この契約の締結及び履行のために必要とするすべての許認可を適時に取得するものとする。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りではない。
- 2 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用により書類

の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 27 条 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等、技術資料又は設計図書に適合しない場合において、監督職員がその修正、改造、修補その他必要な措置をとることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第 21 条第 2 項又は第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が要求水準書等、技術資料又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 28 条 受注者は、設計の実施又は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書等、技術資料又は設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(2) 要求水準書等、技術資料又は設計図書の表示が明確でないこと。

(3) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等について、要求水準書等、技術資料又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(4) 要求水準書等、技術資料又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の規定により取りまとめた調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等、技術資料の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号又は第2号に該当し、要求水準書等を訂正する必要があるものは発注者が行い、技術資料を訂正する必要があるものは受注者が行う。
 - (2) 第1項第3号又は第4号に該当し、要求水準書等又は技術資料を変更するものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等若しくは技術資料の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 6 前項の規定により要求水準書等又は技術資料を変更したときは、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、工期の末日又は会計年度の末日までに変更契約を締結するものとする。
 - 7 前三項にかかわらず、設計図書の変更は次条に定めるとおりとする。

(設計図書の変更)

- 第29条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に通知して、設計図書の変更を指示することができる。
- 2 受注者は、前項の定める場合のほか、設計図書を変更する場合には、変更内容及び理由を説明する書面並びに変更後の設計図書（変更を要するものに限る。）を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。この場合、かかる承認の手続は第18条の例によるものとする。
 - 3 前二項の定めるところに従って設計図書の変更が行われる場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、設計図書の変更が発注者の責めに帰すべきことが明らかでない限り、発注者は、かかる変更により受注者に損害を及ぼしたときであっても当該損害を賠償し又は必要な費用等の補償を行う義務を負わない。
 - 4 前項の規定により設計図書を変更したときは、遅滞なく変更契約を締結しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、工期の末日又は会計年度の末日までに変更契約を締結するものとする。

(工事の中止)

- 第30条 工事用地等の確保ができない等のため又は豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認

められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 31 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 32 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 33 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 34 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 32 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 35 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第74条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第75条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この契約書の条項により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第36条 発注者又は受注者は、工期内で、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を越える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、12月を経過した後に再度行うことができる。
 - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第74条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第75条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 10 この契約締結後、第1項、第5項又は第6項の規定に基づき初めて請負代金額の変更を行う際の変動前残工事代金額の物価水準は、第3条第2項第1号に基づき提出した書類に記載された単価年月を基準とする。ただし、令和7年8月より前の単価を用いた場合は令和7年8月を基準とする。請負代金額の変更の可否及び変更額は、当該物価水準と、請負代金の変更の請求があった日の物価水準との変動率に基づき決定するものとする。

(臨機の措置)

- 第37条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書等、技術資料及び設計図書に基づき、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他この契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第38条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第40条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第39条 工事の設計・施工その他この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者と受注者とが協

議してその負担額を定める。ただし、その損害のうちこの契約の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前二項の場合その他この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその紛争解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 40 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 72 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 21 条第 2 項、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 51 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力によ

る損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等の変更)

第41条 発注者は、この契約の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(試運転及び性能試験等)

第42条 受注者は、要求水準書等及び技術資料の定めるところにより、試運転及び性能試験を実施し、その結果を要求水準書等に定めるところに従って発注者に報告するものとする。

2 受注者は、維持管理事業者（基本契約書に定める意味を有する。）に対し、設備機器の運転、管理及び取扱いについて、性能試験期間中に十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む。）を行うものとする。

3 発注者は、試運転及び性能試験のために必要な範囲で脱水汚泥及び二次処理水の提供を行うものとし、それ以外の運転に係る費用の一切は受注者の負担とする。

4 試運転及び性能試験により製造された試作物の利用又は処分については、受注者がその責任においてこれを行う。

なお、当該試作物の売却により利益が生じた場合には、受注者に帰属する。

(中間検査)

第43条 発注者は、この契約の履行の中間において完了前であっても、必要がある場合には、検査を行うことができる。

(工事目的物の検査及び引渡し)

第44条 受注者は、工事を完成（試運転及び性能試験の完了を含む。）したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会い

の上、要求水準書等、技術資料及び設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者から工事目的物の引渡しの申出があったときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第45条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第46条 発注者は、第44条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第47条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）

を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の前払金額を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に相応する前払金の額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、第 51 条の規定による部分払をしようとするときは、この限りではない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率に相当する率（以下「遅延利息率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（中間前金払）

第 48 条 受注者は、前条の規定により前金払の支払を受けた後、次の各号に掲げる要件の全部を満たした場合において、保証事業会社と中間前金払に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の中間前払金額を超えない額の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、第 51 条の規定に基づく部分払の請求をした後においては、この限りでない。

- (1) 当該年度の設計又は工事実施期間の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 当該年度の設計又は工事実施期間の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該設計又は工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該設計又は工事に係る作業に要する経費（工事現場に搬入された検査済みの材料等の額を含む。）が当該年度の出来高予定額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- 2 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者が委任した者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者が委任した者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定するかどうかの判断を行い、当該判断の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前条の規定により前払金の支払を受けた後、請負代金額が減額された場合においては、頭書の間前払金額にかかわらず、受領済みの前払金額及び中間前払金額を加算した額が変更後の請負代金の 10 分の 6 を超えない額の範囲内で中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、中間前払金については、前条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 4 項中「受領済みの前払金額」とあるのは「受領済みの前払金額（前払金及び中間前払金を加算した額）」と、「10 分の 5」とあるのは「10 分の 7」とするものとする。

(保証契約の変更)

- 第 49 条 受注者は、第 47 条第 4 項（前条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により受領済みの前払金又は中間前払金に追加して、さらに前払金又は中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 50 条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの契約における材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この契約において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(部分払)

- 第 51 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 21 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回（中間前払金を請求したときは 1 回）を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \{ 9/10 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額} \}$$
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第52条 工事目的物について、発注者が要求水準書等において工事の完成に先だって引渡しを受けなければならないことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第44条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第45条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第45条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される同条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \{ 1 - (\text{工事に係る前払金額} + \text{工事に係る中間前払金額}) / \text{工事に係る請負代金額} \}$$

- 3 第18条の規定に基づき、設計図書の引渡しを行った場合、第45条中「請負代金」とあるのは「設計に係る請負代金」と、「前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査」とあるのは「第18条第3項の検査」と読み替えて、この規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第53条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における設計及び工事に係る請負代金の

支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

(1)設計

令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円

(2)工事

令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の設計及び工事に係る出来高予定額は、次のとおりである。

(1)設計

令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円

(2)工事

令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円

3 頭書の前払金の各会計年度における設計及び工事に係る支払の限度額は、次のとおりである。

(1)設計

令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円

(2)工事

令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円

4 頭書の中間前払金の各会計年度における設計及び工事に係る支払の限度額は、次のとおりである。

(1)設計

令和●●年度	円
--------	---

令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円

(2) 工事

令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円
令和●●年度	円

- 5 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額、第2項の出来高予定額、第3項の前払金支払限度額及び前項の中間前払金支払限度額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第54条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第47条及び第48条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「第51条の規定に基づく部分払」とあるのは「第51条又は第55条の規定に基づく部分払」と、第47条第3項（第48条第4項において準用する場合を含む。）中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の設計及び工事に係る出来高予定額（前会計年度末における第51条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までのそれぞれの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、それぞれの当該超過額を控除した額）」と、第47条第4項及び第5項（第48条第4項において準用する場合を含む。）並びに第49条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の設計及び工事に係る出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までのそれぞれの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、それぞれの当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、前会計年度末における設計及び工事の請負代金相当額が前会計年度までのそれぞれの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第47条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの設計及び工事それぞれの出来高予定額に達するまで当該会計年度の設計及び工事のうち出来高予定額に達していない方の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第49条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 55 条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における設計及び工事の請負代金相当額が前会計年度までのそれぞれの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初にそれぞれの当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 51 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、設計及び工事それぞれについて次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9 / 10$

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－ { 請負代金相当額 －（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額） } \times （当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額） / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払の請求は、設計及び工事それぞれ 2 回（中間前払金を請求したときは 1 回）を超えることはできない。

（第三者による代理受領）

第 56 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 45 条（第 52 条において準用する場合を含む。）又は第 51 条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 57 条 受注者は、発注者が第 47 条、第 48 条、第 51 条又は第 52 条において準用される第 45 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 58 条 発注者は、要求水準書等及び技術資料の定めるところにより提出された設計図書が種類

又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計図書の修補による履行の追完を請求することができる。

- 2 発注者は、要求水準書等、技術資料及び設計図書の定めるところにより引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約不適合であるときは、受注者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 3 第1項又は第2項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 4 第1項又は第2項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 設計図書、工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 第2項の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 第1項又は第2項の契約不適合を判定するために要する費用、経費はすべて受注者の負担とする。

（発注者の任意解除権）

第59条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第61条の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第60条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないと

- き。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
 - (4) 第 14 条第 1 項に規定する主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を設置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第 58 条第 1 項の履行の追完がされないとき。
 - (6) 第 67 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 61 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第 63 条又は第 64 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。受注者が特別目的会社であるときは、出資構成企業。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、

受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 62 条 第 60 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 63 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 64 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 29 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 30 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 65 条 第 63 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 66 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。また、当該請負代金額が当該年度の支払限度額等を超える場合、発注者は当該超過分について次事業年度以降に支払を繰り延べることができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 47 条（第 54 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金及び第 48 条（第 54 条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第 51 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 60 条、第 61 条、第 69 条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率で計算した額の利息を付した額を、解除が第 59 条、第 63 条又は第 64 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、受注者の負担において当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件

を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第60条、第61条、第69条第3項の規定によるときは発注者が定め、第59条、第63条又は第64条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(公正入札違約金)

第67条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独禁法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前二号の規定に該当しない場合であって、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独禁法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散している場合、発注者は代表者であった者及び構成員であった者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において、代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して発注者に支払わなければならない。また、受注者が特別目的会社であり、既に解散している場合、発注者は出資構成企業であった者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において、出資構成企業であった者は、連帯して発注者に支払わなければならない。

(評価内容の担保)

第68条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が入札時に提出した技術資料の内容、及び落札者決定基準において履行義務とされている内容が履行されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 再度履行が可能であると発注者が認めた場合は、受注者は、再度履行し、技術資料等及び履行義務を満たす状況にしなければならない。
 - (2) 再度履行が不可能であると発注者が認めた場合は、発注者は、検査等によって確認された履行状況に基づき評価点（確認された履行状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について評価点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを価格以外の評価点とみなす。）の再計算を行い、受注者の落札時における総合評価点を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額についての請負代金額の減額または差額の支払いを受注者に請求することができる。ただし、受注者に特別の事情があり履行が不可能であると発注者が認めた場合は、この限りではない。
- 2 受注者が提出した技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合は、前項に準ずるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 69 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 60 条又は第 61 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 60 条又は第 61 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息

率で計算した額とする。

- 6 第2項の場合(第61条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第70条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)第64条又は第65条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第45条第2項(第52条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第71条 発注者は、引き渡された設計図書又は工事目的物に関し、第44条第4項又は第5項(第52条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から次の各号に掲げる期間内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

(1)設計図書に関する請求等が可能な期間は、その引渡しから3年以内とする。

(2)工事目的物に関する請求等が可能な期間は、その引渡しから2年以内とする。ただし、前号に定める請求等に起因して工事目的物の契約不適合が発生する場合にあっては、当該設計図書に関する請求等が可能な期間とする。

- 2 前項第2号第一文の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができることとし、前項第2号ただし書の場合にあっては、当該ただし書の規定を適用する。

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法に

よる請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計図書又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された設計図書又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第72条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第73条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は公正入札違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで遅延利息率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延利息率で計算した額の遅延利息を徴収する。

(あっせん又は調停)

第74条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛

争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第20条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第75条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第76条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、発注者が認めたものに限る。

（補則）

第77条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。